



17. 介護保険・住宅改修

在宅での生活を暮らしやすくするために、住宅の改修費用を支給します。工事着工前に申請してください。

対象者	要支援又は要介護と認定された人
対象建物	補助対象者が居住している住宅
対象工事	① 手すりの取り付け ② 段差の解消（通路等の傾斜の解消） ③ 床材の変更（滑り防止・移動円滑化等のためのもの） ④ 扉の取替え（引き戸等への変更・新規設置、扉の撤去含む） ⑤ 和式便器から洋式便器などへの取替え（便器の位置・向きの変更含む） ⑥ その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事
補助金額	対象工事費（支給対象限度額 20 万円）の 7 割から 9 割
受付期間	令和 7 年 4 月 1 日（月）～令和 8 年 3 月 31 日（月）

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 213) FAX:0258-62-7052